

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1020010	太陽光発電システムの設置に伴う農地転用の規制緩和	農地法第4条第1項	農地を農地以外の用に供する場合に農地法第4条の許可が、農地を農地以外の用に供するため又は採草放牧地を採草放牧地以外の用に供するために所有権等の権利を設定し、又は移転する場合には農地法第5条の許可が必要となる。		利用放棄温室の屋根に温室所有者(=農業者)が太陽光発電システムを設置した場合の農地転用の規制をなくす。(引続き農地とみなす)	低炭素社会の実現に向けた取組みは多くありますが、技術指向での実現と同時に現存するが活用されていない資産を転用することで大規模かつ低コストに低炭素社会を実現する試みも現実的な選択である。 岡山県はこれまで果樹栽培が盛んで桃やマスカットなどの高級果樹に特化することで他地域との差別化に成功していた。特にマスカットは温室栽培で岡山の特産品とされてきたが、食べやすさ、甘さなどで昨今の市場ニーズに適合できていないうえ栽培農家の高齢化もあり利用放棄された温室が岡山県内に多数出現している。年間の日射量が国内屈指である「晴れの国岡山」で、放棄された温室を活用し地域を活性化と低炭素社会の実現を目指したい。 温室は日当たりが良く、栽培・出荷作業に合わせ進入路、水・電気などの設備も整っている場合が多い。また、放棄された温室は新築、水漏れといった住宅に必要な条件を満たす必要もない。こうした立地において、僅かな補強で重い太陽光発電システムを載せることが可能となり、低コストを実現できる。 農業者が設置するには資金手当てが必要となるが、補助金の活用と自己資金で賄い、自家消費分で電力会社への支払を減額するとともに、余剰電力を電力会社へ売電することで投資金額の回収が可能と考える。	C	—	農地転用許可制度は、優良農地の確保と非農業的土地利用との調整を図り、非農業的土地利用を農業上の利用に支障が小さい農地に誘導するという役割を担っており、転用許可申請に係る案件ごとに、当該農地の営農条件や事業実施の確実性等の基準に照らし、許可の可否を判断する必要がある。 御提案のように、農地に設置され、現在は利用されていない温室の屋根に太陽光発電システムを設置し、今後営農を行わず、売電を行うこととするような場合は、当該農地が耕作の目的に供されなくなることが明らかであり、農地を農地以外のものにする行為に該当すると解されることから、農地転用の許可が必要であり、提案を受け入れることは困難である。		放棄温室を活用した農業者による太陽光発電事業	1 0 0 9 0 0 1 0	個人	岡山県	農林水産省	
1020020	農住組合設立期限延長と土地整理事業の手段の緩和	農住組合法第8条第3項、第67条第3項	農住組合法は昭和55年の制定後、平成3年、13年の2度にわたり農住組合設立認可申請の期限が延長されており、現在は平成23年5月19日が期限とされている(農住組合法第67条第3項)。 また、土地整理事業は、宅地について権利を有するすべての者の利害に影響を及ぼすものであることから、各人の権利を保護し、事業の円滑な進行を期するため、農住組合が施行する事業については、事業計画等について組合員全員の合意を得ることとされている(農住組合法第8条第3項)。		現行法で規定されている設立期限の延長と、農住組合法第8条第3項の規定の緩和(組合は、第1項の規定により適用される土地整理法第4条第1項の規約若しくは事業計画を定め、若しくは変更し、又は同法第86条第1項の換地計画を定め、若しくは変更しようとするときは、組合員全員の合意によらなければならない。とする組合員全員の合意の緩和)	大山地区田いも栽培地区は、宜野湾市の西海岸地区に位置しており、昭和43年に土地整理事業が都市計画決定されたものの、その大部分が農地のまま宜野湾市大山田いも名産地として現在に至っている地区であり、その間晴天間飛行場の返還合意がなされたこと、土地整理事業区域を分割し、一部開始する家を検討したが、合意形成までに至っていません。市は、平成20年度に「宜野湾市大山田いも栽培地区振興基本計画」を策定し、農住組合による土地整理事業による事業展開を図り、都市型農水産業を目指して、地権者の意向を踏まえ約14haを保全面積確保し「田いも生産ゾーン」とし、将来的にも農地として確保する生産緑地地区の指定を検討しています。この地区は区画整理区域(約49ha)の内、田いも栽培地区が約36ha、地権者が約300名(共有名義者は含まず)を超えるため、地権者準備組織の設立や土地利用計画による地権者への意向調査等を実施し、農住組合土地整理事業の合意形成を図り、平成23年5月までに組合設立を目指しておりますが、大山地区は面積の広さ・地権者の数等課題が多く、現行法での要件や手段の緩和を要望します。	C E	—	ご提案いただいている農住組合の設立認可申請期限の延長については、平成23年5月19日まで農住組合の設立の認可申請は可能となっており、支障となる具体的な規制がないことから、地域特性に応じた規制の特例措置を講ずる「特区」制度の提案としては不適切であると考えます。 なお、農住組合による土地整理事業の組合員全員の合意の要件緩和については、国土交通省の回答を参照願いたい。			1 0 1 9 0 0 1 0	宜野湾市	沖縄県	農林水産省 国土交通省	
1020030	国有林野に設置した風力発電による売電に関わる規制の緩和	国有財産法第3条第2項第4号、第18条第1項、国有林野の管理経営に関する法律第1条第2項、第2条第1号、第7条第1項第1号「国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて」(平成13年9月7日付け林野庁長官通知)において、民間事業者が行う発電事業が地方公共団体の策定する地域の振興計画に位置付けられており、かつ、一般電業事業者への売電を目的とするものである場合(電力供給量が自家消費量を除く発生量であり、かつ発生量の過半であること)については、同法第7条第1項第1号の「公益事業の用に供する場合」に該当するものとして、国有林野の機能・目的を妨げない限度において、貸し付けることができる。	国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)においては、国有林野はその用途又は目的を妨げない限度において、公益事業の用に供するため、貸し付け等の方法により使用することができることとされている(同法第7条第1項第1号)。同号の規定を実施するため、「国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて」(平成13年9月7日付け林野庁長官通知)において、民間事業者が行う発電事業が地方公共団体の策定する地域の振興計画に位置付けられており、かつ、一般電業事業者への売電を目的とするものである場合(電力供給量が自家消費量を除く発生量であり、かつ発生量の過半であること)については、同法第7条第1項第1号の「公益事業の用に供する場合」に該当するものとして、国有林野の機能・目的を妨げない限度において、貸し付けることができる。		特区地域内に立地するデータセンターに限っては、国有林野に設置した風力発電の売電を可能とする。	青森県は、データセンターの立地に適した冷涼な気候、広大な用地、風力発電・原子力による電力の安定供給可能であることなど国内有数のデータセンター立地の好適地である。特にデータセンターに対して世界初の蓄電池併設型風力発電施設からのグリーン電力を直接直送電することができれば、大幅な環境負荷の低減やコスト削減が可能となる。しかしながら、国有林野に設置した風力発電は、一般電業事業者以外に売電できないという規制があることから、データセンター立地に貢献することができない状況にある。よって、データセンター立地に係る他の規制と併せて包括的な規制緩和を実施することにより、データセンターの立地促進・集積を実現できると考えられる。	B-1	IV	御提案のあった「風力発電施設用地として国有林野を貸し付ける場合」については、国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)第7条第1項第1号の「公益事業の用に供する場合」に該当するか否かを判断する必要があること、当該発電事業の公益性を担保するため、「国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて」(平成13年9月7日付け林野庁長官通知)4-(1)アにおいては、次の要件のすべてを満たす場合に貸し付けができるとしている。 ア 地方公共団体、自然エネルギーを利用した発電に特に適しており、これを利用することが地域の活性化に資すると認め、地方公共団体の策定する地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項に定める基本構想、これを実現するための基本的な施策に関する計画、当該施設の実施に関する計画等の地域の振興計画に位置付けられていること イ 一般電業事業者への売電(①電力供給量が自家消費量を除く発生量であり、かつ②発生量の過半であること)を目的として民間事業者が行う発電の用に供する場合 現在は、発生量のうち自家消費量を除いた発生量については、その売電先を一般電業事業者としているところであるが、上記イの②が担保され、発生量の過半を一般電業事業者へ売電していれば、余剰発生量を一般電業事業者以外に売電したとしても、上記アと併せて公益性は相当程度確保できると考えられる。このため、自然エネルギーの利用を促進する観点から、全国的に規制を緩和する方向で対応する。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。	風力用蓄電池を活用したデータセンターが実現できれば、地域活性化のみならず、国家的課題である低炭素社会の実現及びデータセンターの国内立地の解決に資する。このため、国有林野を借り受けて風力発電を行う場合には、一般電業事業者への供給を原則とするもの、自然エネルギーの効率的な利用の観点から直接需要家に電気を供給することが適切である場合には、特区内に限り一般電業事業者以外への売電を認めるべきである。なお、データセンターは大電力を消費するため、風力発電のみでは十分な量を確保できず、一般電業事業者も併用することになるため、御省から回答のあった過半の発電量を一般電業事業者に供給することでは不十分である。	データセンター集積プロジェクト	1 0 2 1 0 0 1 0	青森県	青森県	農林水産省
1020040	農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止及び大臣許可基準(4ha超)を9ha超に引き上げる	農地法第4条第1項、第5条第1項、附則第2項	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。 また、都道府県知事が2ha超4ha以下の農地転用を許可使用とする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議が必要。		農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国的な許可基準で運用されている。国が全国的視野に立つて総合的な判断をする必要性は特に大規模な場合に限ることとし、8haまでは県に移譲しても支障はない。	農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国的な許可基準で運用されている。国が全国的視野に立つて総合的な判断をする必要性は特に大規模な場合に限ることとし、8haまでは県に移譲しても支障はない。 改正農地法附則第19条第4項では、改正農地法施行後5年を目途として、許可に関する事務の実施主体の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとされており、昨年12月に施行されたばかりの現時点で提案を受け入れることは困難とのことであるが、改正部分について5年後に検討を行うのであればともかく、改正されなかった部分についても5年の検討期間をおく必要性はないと考えられる。	C	—	大規模な農地の転用については、①国の公共投資が実施された優良農地が含まれる可能性が高く、転用による農業生産に与える影響が大きいこと、②一度、転用された農地は原状回復することが困難であること等から、2haを超える大規模な農地転用については、国の事前関与が必要不可欠であり、現時点では提案を受け入れることは困難である。 なお、昨年の農地法等の一部改正により改正されなかった部分について5年の検討期間をおく必要性はないとの御提案であるが、当該改正法の附則第19条第4項において「…国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、新農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可に関する事務の実施主体の在り方…」について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定されていることから、農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可に関する事務の実施主体の在り方については、改正農地法施行後5年を目途とした検討対象となっていることは明らかであり、御提案は当たらない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。	長引く不況により地方の経済が冷え込む中で、企業の工場や研究施設の積極的な誘致を図っているところである。厳しい競争にさらされる企業にとっては、進出決定後には速やかな事業開始を求めるのが通例であり、進出企業のタイミングを逃さぬ事業開始のためには、転用許可手続の迅速化が不可欠であり、スピーディーな許可事務実現のため、改正農地法附則に定めた5年後の見直しを待たないで、許可権限の地方への移譲を望むものである。なお、兵庫県は、農林水産ビジョンにおいても優良農地の確保に努めることとしており、優良農地への企業誘致を意図しているものではない。	1 0 3 0 6 0	兵庫県	兵庫県	農林水産省	

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁		
1020050	大学獣医学部の設置の認可	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に関する法律」	当該提案に対して規制をかける制度は、文科省が所管している		平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に関する法律」による獣医師の定員増の規制の地域解除	<p>【具体的事業の実施内容】</p> <p>四国には獣医師を養成し感染症や公衆衛生分野の研究拠点となる大学獣医学部が一つもない。このため、今治新都市に、世界水準の高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置することで、即戦力となる獣医師を養成するとともに、大学を核とした食品産業や製薬・動物関連企業等の立地を促進することにより、今後成長が期待できるライフ・イノベーションの拠点都市として、今治市の地域再生を図る。</p> <p>【提案理由】</p> <p>口蹄疫問題で全国的に産業動物・公務員獣医師の不足感が顕著となる中、他の地域以上に獣医師が不足し、研究・診断の拠点施設がない四国で、万一、感染が発生した場合には十分な対応ができない恐れがある。また、獣医師は感染症の予防・診断のみならず、医薬品開発、食の安全性確保等を通じ、国が目指す健康大国の実現に向けて重要な役割を担っており、今後一層、重要性が増すと考えられるが、先般公表された新成長戦略には獣医師養成の在り方が示されなかった。このため、四国の獣医師不足を解消し、地域の研究機能を充実・強化するとともに、今治市を成長が期待できるライフ・イノベーションの拠点都市として再生を図るため、特区による大学獣医学部の設置を提案する。</p> <p>この獣医学部に産業動物・公衆衛生コースを設置し、入学定員の地域枠設定や奨学金制度等を組み合わせて四国の家畜衛生や公衆衛生分野を担う獣医師不足を解消するとともに、文科省で検討中の新たなカリキュラムを導入して、新興の動物伝染病等に迅速かつ的確に対応できる人材を育成するほか、生命科学分野の学際連携の推進や関連企業の集積等により、新たな生命科学研究拠点を形成する。</p>	E	<p>当省では、当該提案に対して規制をかける制度を所管しておらず、文科省が判断すべき事項である。</p> <p>なお、当省としては、現状及び将来の獣医師の需給データ等を文科省に提供してきたところである。また、産業動物獣医師を質的・量的に確保する観点から、修学資金や研修制度等の充実・円滑な実施に努めているところである。</p>	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。	先般公表された「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針(案)」では、産業動物獣医師等の不足については、小動物獣医師とのバランスを正すことで対応するとされているが、処遇改善・修学資金・研修等の是正対策のみで、職域偏在・地域偏在を解消することは困難ではないか。					1 0 3 0 1 0	今治市、愛媛県	愛媛県	文科省 農水省
1020060	「農用地等以外の用途に供することを目的として、農用地区域内土地を農用地区域から除外するために行う変更(以下「農用地区域の変更」という。)」要件の緩和	農業振興地域の整備に関する法律第13条第9項	農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地等として利用すべき土地の区域であり、集団的農地や土地改良事業等の対象農地など、生産性が高く、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域である。このため、農用地区域の変更は、不要不急の用途に供するためではなく、農地の転用計画に基づき農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない等の要件を満たすと判断された際に、公告・縦覧を経て行うことができる。		現行法(農業振興地域の整備に関する法律)第13条第2項に定める農用地区域の変更の4つの要件のうち、1号の「当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」という要件に、1筆ごとに規制する方式から、「ゾーニング規制」の方式を基本とする制度への転換を図るため、「地域活性化を目的とする計画」を含めることとする。	<p>別所ふれあい地区構想は、計画の具体性、実効性を確保するため、米国オレゴン州ポートランドの「メトロ」をモデルとし、日本における初のゾーニング規制による土地利用を展開し、「農業的土地利用」と「非農業的土地利用」を定め、次の3つのコンセプトに基づく土地利用を展開する。</p> <p>①農業の6次産業化(アグリライフ/エリア) 農産物の生産に加え、そば、五子など付加価値をつける加工施設の創設、販売流通による現金収入の増加</p> <p>②ニューエネルギーによる環境創造(アミニティライフ/エリア) 三木鉄道線跡地を活用した「移動式帆船型風力発電」、「葉園付き木造住宅団地」開発による定住人口の増加</p> <p>③働く場、にぎわいづくり(アクティブライフ/エリア) 高速道路無料化を視野に入れ、大都市近郊、主要交通網要衝という立地条件を活かし、農業・園芸・ガーデニングを支援するホームセンター等の商業施設の誘致やバイオ燃料・酒造・食品工場などの農業循環型工場の誘致による雇用の増加</p> <p>【提案理由】</p> <p>三木市は平成の合併により東の玄関である吉川町との合併後、東西が15kmから22kmへと広がり細長い市域となり、今後のまちの活性化のためには、都市機能の中央部への「集中化」から東部・中央部・西部の「分散化」への転換が喫緊の課題となっている。そのような中、今から2年前に三木鉄道が廃線となったのを契機とし、地元別所地域の住民が中心となった自治組織が発足し、三木市の「西の玄関口構想(ウエストエントランス・ストーリー)」を展開し、「別所ふれあい地区構想」による土地利用を定め、もって農村地域の元気力の創造に資するものである。</p>	C	<p>農用地区域は、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域であることから、農用地等以外の利用を目的として、農用地区域から過大な土地が除外されることがないようにするため、農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない等の除外の要件が農振法第13条第2項において規定されている。</p> <p>このうち、同項第1号の「農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」の要件としては、具体的には、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて、当該用途の通常の利用形態にかんがみ、当該土地を農用地等以外の用途に供することが必要と考えるか、その規模が妥当かを判断するため、①具体的な転用計画があること、②不要不急の用途に供するものでないこと、③農用地区域からの除外が過大なものでないこと等が定められているところである。このため、この「具体的な転用計画」については、具体的な用途の種類、位置及び規模、並びにその妥当性及び実現性を判断できるものであるとともに、農地転用の許可や都市計画の開発許可の見込みが確認できるものである。</p> <p>御提案のように、「別所ふれあい地区構想」として商業施設等の誘致のためのエリアなどとした区域に限定して農用地区域の変更を行うとしても、具体的な転用計画に基づき、農用地区域内の土地を農用地等以外の用途とするこの妥当性、実現性等の判断がなされないまま進められると、過大な農用地区域からの除外を排除することができなくなり、優良農地の確保に支障を生ずるおそれがあることから、本提案を受け入れることは困難である。</p> <p>しかしながら、市町村が条例に基づき住民の意向を反映して農業振興の観点から定めた計画において、①農用地として保全する区域と、②農業集落地域において通常発生する非農業的土地需要(農産物加工施設等)に計画的に対応する区域と、御提案の「アグリライフ/エリア」のような区域とを定めた場合に、②の区域における野営加工施設の設置等について具体的な転用計画が作成されれば、農用地区域の変更が可能となる場合がある(農振法施行規則第4条の4第28号の2)。その際には、農業振興地域整備計画の変更の協議同意主体である兵庫県に御相談いただきたい。</p> <p>また、定住人口の増加を見越した住宅団地の開発や商・工業施設の誘致など非農業的な土地利用を積極的に図る区域である。御提案の「アミニティライフ及びアクティブライフ/エリア」については、市街化区域への編入により対応することも考えられるので、その方向で検討される際には、兵庫県に御相談いただきたい。</p> <p>なお、国及び県の農林部局との協議が整って定められた市街化区域内の土地については、農業振興地域・農用地区域から除外されることとなる。</p>	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。	酒米の王様「山田錦」の生産量日本一のブランドを持つ本市においては、優良農地の維持は重要な課題である。現在「農業振興地域整備計画」の見直しを進めており、積極的に優良農地の確保を計画している中で、農林口指振の「優良農地の確保に支障を生ずるおそれがある」とは考えない。また、政権与党である民主主義マニフェストにも、「1筆ごとに規制する方式」から「ゾーニング規制の方式」を基本とする農地制度への改革が掲げられている。また、優良農地を維持するためには、それを守る後継者や元気な地域づくりが不可欠であり、現行制度を維持することは、中長期的な観点から、かえって優良農地の維持を妨げることにつながるものと思慮する。			1 0 4 0 1 0	三木市	兵庫県	農水省		
1020070	農振農用地の土地利用の緩和	農地法第4条 農振法第13条第2項	農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地等として利用すべき土地の区域であり、集団的農地や土地改良事業等の対象農地など、生産性が高く、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域である。このため、農用地区域の変更は、不要不急の用途に供するためではなく、農地の転用計画に基づき農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない等の要件を満たすと判断された際に、公告・縦覧を経て行うことができる。		地方都市を活力あるまちとするため、まちづくりにも多大な影響をおよぼす。農地転用および農振除外について、特区によるエリア内では、市町村のまちづくりと合致している等の条件を満たす場合には、農地転用および農振除外ができるように当該事務の弾力的な運用を可能とする。	<p>【実施内容】</p> <p>特区のエリア内では、市町村のまちづくりと合致している等の条件を満たす場合には、農地転用および農振除外ができるように当該事務の弾力的な運用を可能とする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>食糧の安定供給を図るための生産基盤である農地については農地法で転用規制を強化しており、併せて農振法では、担い手への利用集積に支障を及ぼすおそれがある場合には、農用地区域からの除外を行うことはできないよう、農振農用地における土地利用が厳格化されている。</p> <p>見附市の人口減少状況を分析すると大卒時にUターンできず首都圏へ流出している状況が読み取れる。現在、製造業関係は県産産地への進出率が74%となっていることから、理系大卒者の雇用先は確保されつつある。今後は、人口流出抑制効果の高い商業関係施設を誘致して、地元出身の短大・女子大・文系大卒者の雇用機会の創出を図るとともに、地域経済の活性化及び居住環境の向上や圏域における利便性の向上を図ることで、人口流入の動機付けを行う。また、首都圏から人が呼び込めるように新潟県ではのちのゆとりとした快適な住宅施策が展開できるように支援する。</p>	C	<p>農用地区域は、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域であることから、農用地等以外の利用を目的として、農用地区域から過大な土地が除外されることがないようにするため、農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない等の除外の要件が農振法第13条第2項において規定されている。</p> <p>このうち、同項第1号の「農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」の要件としては、具体的には、農業振興制度に関するガイドラインにおいて、当該用途の通常の利用形態にかんがみ、当該土地を農用地等以外の用途に供することが必要と考えるか、その規模が妥当かを判断するため、①具体的な転用計画があること、②不要不急の用途に供するものでないこと、③農用地区域からの除外が過大なものでないこと等が定められているところである。このため、この「具体的な転用計画」については、具体的な用途の種類、位置及び規模、並びにその妥当性及び実現性を判断できるものであるとともに、農地転用の許可や都市計画の開発許可の見込みが確認できるものである。</p> <p>御提案のように、まちづくりのためのエリアに限定して農用地区域の変更を行うとしても、具体的な転用計画に基づき、農用地区域内の土地を農用地等以外の用途とするこの妥当性、実現性等の判断がなされないまま進められると、過大な農用地区域からの除外を排除することができなくなり、優良農地の確保に支障を生ずるおそれがあることから、本提案を受け入れることは困難である。</p> <p>しかしながら、具体的な転用計画が定められた場合には、農用地区域の変更が可能となる場合があるので、その際には、農業振興地域整備計画の変更の協議同意主体である新潟県に御相談いただきたい。</p> <p>また、商業施設の誘致及び経済の活性化と居住環境の向上のための市街地の整備等が必要な場合には、御提案の地域を市街化区域に編入することにより対応することも考えられるので、その方向で検討される際には、新潟県の担当部局に御相談いただきたい。</p> <p>なお、国及び県の農林部局との協議が整って定められた市街化区域内の土地については、農業振興地域・農用地区域から除外されることとなる。</p>	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。			1 0 4 0 6 0	見附市	新潟県	農水省			
1020080	公共牧野への新エネルギー施設建設に係る農地転用の許可	農地法第4条、第5条	農地又は採草放牧地を転用するために所有権等の権利を設定若しくは移転する場合には、都道府県知事許可(農地等が4haを超える場合には農林水産大臣の許可)を受けなければならない。		公共牧野で電気事業法に基づく卸電気事業者が100%出資する卸供給事業者が新エネルギー施設を建設する場合、卸電気事業者と同様に第1種農地でも農地転用の許可を可能としてほしい。	<p>長年日本海沿岸の住民を苦しめてきた「たば風」や「よませ」を利用し、地域資源によるエネルギー生産を目指す。現在、電気事業法に基づく卸電気事業者が風力発電事業を進めておりますが、事業を進める会社については卸電気事業者が100%出資する別会社となるため第1種農地での農地転用は出来ない。そこで、卸電気事業者が100%出資する卸供給事業者が新エネルギー施設を建設する場合、第1種農地でも農地転用の許可を可能としてほしい。</p> <p><効果>1種農地の場合は風力量が数%増加し、設置経費が約5分の1に減少する</p>	C	<p>第1種農地は、原則として転用を許可することができないが、土地収用法第3条に規定する公益性が高いと認められる事業の用に供される場合等には、例外的に許可することができることとされている。</p> <p>土地収用法第3条第17号の電気事業法に係る事業を営もうとする者は、電気事業法第3条第1項に基づき経済産業大臣の許可を受けなければならないこととされている。</p> <p>御提案の「卸電気事業者が100%出資する卸供給事業者」は、当該卸電気事業者とは別個の法人格を有しており、電気事業法第3条第1項に基づく許可を受けられない場合にも、同項に基づく許可を受けた卸電気事業者と同様に第1種農地における農地転用の許可を可能とすることは困難である。</p> <p>なお、御提案の「卸電気事業者が100%出資する卸供給事業者」が、電気事業法第3条第1項に基づく許可を受けた場合には、当該事業者が設置する電気工作物の用に供するために行われる農地又は採草放牧地の転用について、第1種農地においても許可をすることが可能である(農地法施行規則第37条第1号、土地収用法第3条第17号)。</p>	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。	「卸電気事業者が100%出資する卸供給事業者」が電気事業法第3条第1項に基づく許可を受けた場合とありますが、許可を受ける条件は規模が200万kwであり、それにに対し本町で計画している風力の発電量は約2万8千kwのため、卸供給事業者では規模が小さく同法第3条第1項の許可を受けて電気事業者となることが出来ない。 <p>また、卸供給事業者の職員は卸電気事業者の職員が出身することになっている。したがって、資金的かつ人的に卸電気事業者が実質的に事業を運営することから、今回のケースについては特例として第1種農地でも農地転用の許可を可能としてほしい。</p>			1 0 4 9 1 0	上/国町	北海道	農水省		

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1020090	農地転用の規制緩和による低炭素化に繋がる事業を行う企業等の誘致支援	農地法第4条、第5条	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可（4ha超の場合には農林水産大臣の許可）が必要。		低炭素化に繋がる事業等を行う、「企業及びNPO等の事業所、工場の設置」、「それら企業等の役員、従業員、職員の住宅の設置」に当たり、農地転用が届出で済むような規制緩和により、低炭素化に繋がる企業等の誘致支援を行い、また同産業等の育成の拠点化を図りたい。	現在の農地法では、例えば第2種及び第3種農地において、農地転用を行う際は許可制となっている。 低炭素化に繋がる事業等を行う、「企業及びNPO等の事業所、工場の設置」、「それら企業等の役員、従業員、職員の住宅の設置」に当たり、農地転用が届出で済むような規制緩和により、低炭素化に繋がる企業等の誘致支援を行い、また同産業等の育成の拠点化を図りたい。	C	—	農地転用許可制度は、優良農地の確保と非農業的土地利用との調整を図り、工場や住宅等の開発需要を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するという役割を担っている。 また、農地はいつたん他用途に転用されると復元することが極めて困難であるという特質を持っていることから、転用許可申請に係る審査に当たっては、案件ごとに、周辺の営農に及ぼす影響、事業実施の確実性、周辺農地への被害防除措置などについて審査を行う必要がある。御提案の企業等の事務所、工場及び住宅等設置するための農地転用を届出制とすることは困難である。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。	豊田市次世代街づくりプロジェクト	1052070	トヨタ自動車株式会社	愛知県	農林水産省	
1020100	農地転用の規制緩和による再生可能エネルギー関連設備の設置支援	農地法第4条、第5条	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可（4ha超の場合には農林水産大臣の許可）が必要。		低炭素化に繋がる再生可能エネルギー関連設備(発電設備等)の設置に当たり、農地転用が届出で済むような規制緩和により、低炭素化につながる事業の展開を図りたい。	現在の農地法では、例えば第2種及び第3種農地において、農地転用を行う際は許可制となっている。 低炭素化に繋がる再生可能エネルギー関連設備(発電設備等)の設置に当たり、農地転用が届出で済むような規制緩和により、低炭素化につながる事業の展開を図りたい。	C	—	農地転用許可制度は、優良農地の確保と非農業的土地利用との調整を図り、工場や住宅等の開発需要を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するという役割を担っている。 また、農地はいつたん他用途に転用されると復元することが極めて困難であるという特質を持っていることから、案件ごとに、周辺の営農に及ぼす影響、事業実施の確実性、周辺農地への被害防除措置などについて審査を行う必要があることから、御提案の低炭素化に繋がる再生可能エネルギー関連設備(発電設備等)を設置するための農地転用を届出制とすることは困難である。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。	豊田市次世代街づくりプロジェクト	1052080	トヨタ自動車株式会社	愛知県	農林水産省	
1020110	競馬場入場料無料化手続きの緩和	競馬法第22条において準用する競馬法第4条の規定	競馬主催者は、競馬法の規定により、競馬場への入場者から一定額（100円）以上の入場料を徴収しなければならないこととされており、農林水産大臣の承認を受けた場合に限り、入場料を無料にできることとされている。 入場料無料措置の実施について競馬主催者から農林水産大臣に申請があった際は、申請のあった特定日の開催規模や警備計画等を考慮し、競馬場内の秩序維持に支障を及ぼすおそれがないと認められれば、承認している。		競馬場へ入場するには入場料を徴収することが競馬法で規定されており、入場料を徴収しない場合は農林水産大臣の承認を要する。帯広市の観光資源の一つとして、世界唯一の競馬場に気軽に入場できるようにするため、帯広市の数量において、入場料を徴収しないことができるよう、承認制から届出制に改める。	競馬場を通年入場無料にすることで、世界で唯一帯広市でしか行われていない「ばんえい競馬」をより身近なものとし、帯広市の観光拠点施設に位置づける。 帯広競馬場では、開拓期に活躍した重種馬の末裔たちが砂深い直線コースで鉄ソリを引いてゴールを目指す、独特な形態の競馬を開催している。これを観光拠点とするため、競馬場敷地内に十勝の名産品や飲食を提供する複合施設「とちむら」がオープン予定であり、競馬場を通年入場無料にすることで、複合施設を訪れる人々が北海道遺産にも認定されている馬文化（ばん馬）を間近に見られる競馬場内へより往来しやすくなる。また、全世界でも帯広市でしか行われていない「ばんえい競馬」が観戦できる競馬場へより多くの人々が来場しやすい環境になる。同時に、十勝の特産品を扱う施設との相乗効果を最大限活用することができる。そしてこれらにより観光客滞留が期待でき、ひいては帯広市全体の活性化につながる。また入場料を徴収する整理員人件費が不用となるためコストの削減にもつながる。 提案理由：とちむらが入場料を要さない競馬場駐車場敷地にあり、隣接する競馬場内に入るには、競馬法に基づき入場料徴収を要するため、とちむらを訪れる人々が競馬場内に入場しやすくなる要因となっている。本特例措置により、約13万人の大幅な来場者増が見込める。代替措置：帯広競馬場は年間20万人の来場者があり、場内の秩序維持対策として場内整理員及び警備員が常時巡回し、監視カメラ等で不審者の監視及び未成年が馬券を購入することができないよう取り組んでいることから、入場料を徴収しなくても秩序の維持が図れると考える。	D	—	競馬は、刑法の賭博及び畜くじに関する罪の特例として認められている行為であり、その公正かつ円滑な実施に対する国民の信頼確保が何よりも重要である。そのため、競馬の実施に関しては一定の国の関与が必要であり、競馬場内の秩序維持を目的とする入場料についても、その無料措置の実施を競馬主催者の数量に全面的に委ねるとは適当でない。 他方、これまで入場料無料措置の実施を承認した事例はいずれも特定の日に限るものであったが、現行の承認制度の下においても、競馬場内の秩序維持に影響を及ぼすおそれがないと認められれば、一定の期間内(場合によっては各年度ごと)、継続的な入場料無料措置を実施することを承認することも可能である(実施日をあらかじめ届け出ることが条件)。			1062010	帯広市	北海道	農林水産省	
1020120	小水力発電実施の際の水路および水の利用条件の改革	土地改良財産の管理及び処分に関する基本通知について5-0-4	国営土地改良事業により造成された農業用水路等の土地改良施設（以下「土地改良財産」という。）を小水力発電のために使用させる場合、土地改良財産の管理及び処分に関する基本通知（昭和60年4月1日付け60構改第499号農林水産省構造改善局長通知）の5-0-4に基づき使用料を算定し、これを徴収することとしている。また、使用料は、発電事業者が取得した発電水利権で認められた取水量を基礎として算定することとしている。 なお、都道府県営土地改良事業等により造成された土地改良施設に係る使用料の徴収については、当該施設の所有者の定めるところによるものである。		小水力発電における水路の使用料は不要とし、水の使用については、利用水量に応じた従量課金方式にする。	現在、農業用水路等に小水力発電装置を設置する際、複雑な計算式による水路施設および水の使用料を請求されることとなります。しかし、小水力発電においては水を消費すること無く単に位置エネルギーを利用するに過ぎず、また設置により水路等にダメージを与える可能性も比較的小さいと考えられます。このような装置の設置に際して、水および水路の建設・保全等に関わる費用の負担も求められる現行制度では小水力発電のセンシティビティと考えられている安価で手軽な電力供給源としてのポテンシャルを十分に活かすことが出来ません。小水力発電の発電量等から算出される水の使用量に応じた従量課金方式など、より柔軟な利用条件の明示を行うことで、小水力発電の可能性を十分に引き出せるものと考えます。	C	—	土地改良財産に係る使用料としては、国有財産である農業用水路等を使用させる際の施設使用負担と農業用水路等の維持管理に要する経費のうち当該使用による掛かり増し分等の負担があるが、いずれも正当な対価として適正かつ必要不可欠なものとして使用者に負担を求めているものである。 なお、実際に発電のために使用した水量に応じた従量課金により算定することについては、安定的な発電を行うために取得した水利権で認められた取水量を基に当該施設を使用させていることから、妥当ではない。			1067020	富山県小水力利用推進協議会	富山県	農林水産省	